

# みんなで考えよう高齢者虐待

## — 高齢者虐待防止法ができました —

高齢者虐待防止法（「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」）が平成18年4月1日に施行されました。

高齢者虐待は家族や親族、介護保険施設の職員などによって行われるケースが多く、虐待する側もされる側も虐待を隠す傾向があり、また高齢に伴う痴呆や身体の不自由によって発見し難いという問題があります。また、虐待する側に虐待の自覚がない場合も多くあります。

### 高齢者虐待とは

家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為で、高齢者の基本的人権を侵害し、心や体に深い傷を負わせるもので、次のような種類があります。

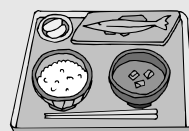
#### 【心理的虐待】

- 怒鳴る ●悪口をいう
- 口をきかない
- 無視する



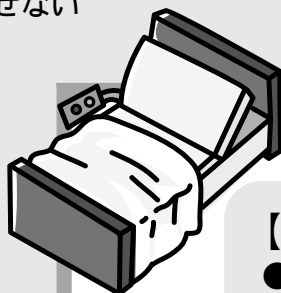
#### 【経済的虐待】

- 本人の了承なしに年金を使う
- 本人の了承なしに土地を処分する
- 日常生活やサービス利用に必要なお金を使わせない



#### 【介護・世話の放棄・放任】

- 食事を十分に与えない
- 室内が寒すぎる・暑すぎる
- ごみの放置等、室内環境が悪い
- 必要な医療・福祉サービスを受けさせない



#### 【身体的虐待】

- 叩く・なぐる・蹴る・つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- ベッド・車椅子から落ちないようにとくくりつける
- 外出を制限し外部と接触させない

#### 【性的虐待】

- 本人の嫌がる性的行為
- 失禁のバツに下半身を裸で放置する

### 予防は高齢者虐待を未然に防ぐ地域づくり

虐待の原因になりやすい認知症への理解を深め、介護家族が孤立しないように、地域での交流の場づくりや、地域の見守りや支え合いが虐待を予防することに繋がります。

### 虐待の発見者は通報の義務があります

高齢者虐待防止法によって、高齢者の虐待を発見した方には市町村への通報義務が生じます。

① 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合  
↓市町村に通報しなければならない。

② ①の段階にはいたらないが、高齢者虐待を発見した場合  
↓市町村に通報するよう努力しなければならない。

### 高齢者虐待通報窓口

【平日 日中】

午前8時30分～午後5時30分  
健康福祉課 TEL 66-5522

【土・日・祝祭日・夜間】

南部町役場 TEL 66-3112